

# ドメスティック・バイオレンスを 知っていますか？



配偶者や恋人など、  
親密な関係にある人からふるわれる暴力を  
ドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。

夫婦間であっても暴力は  
犯罪行為を含む重大な人権侵害です。

交際中のカップルの間でも、  
DVが起こっています。  
これを「デートDV」といいます。

## 身体的暴力

なぐる、ける、つねる、物を投げつける、刃物でおどす など

## 精神的暴力

何をいっても無視する、大声でどなる  
「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしようなし」などと言う  
実家や友人と付き合うのを制限する、電話や手紙を細かくチェックする  
人の前でバカにする、命令するような口調でものを言う  
生活費を渡さない、外で働くのを妨害する、行動を監視する  
子どもに危害を加えるといっておどす など

## 性的暴力

性行為を強要する、見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌をみせる  
中絶を強要する など

暴力というと、なぐる・けるなどの  
身体的暴力と思いがちですが、  
DVによる暴力には  
さまざまな形態があります。

女性のみなさんへ ひとりで悩まないで相談してみませんか？

女性専用

千葉県女性サポートセンター  
☎043-206-8002

千葉県

# DVの正しい理解のために

## ✔ 暴力をふるう人は特別な人では？

暴力をふるう人には、決まったタイプはなく、年齢・学歴・職種・年収などに関係がないといわれます。また、家庭の外では温和で人当たりがよく、社会的信用もある人であることも珍しくありません。

## ✔ なぜ、暴力から逃げないの？

暴力をくり返し受けた人は、精神的に傷つき、無力感や絶望感に打ちのめされています。逃げる気力も持てず、逃げ出したらもっとひどい目にあうかもしれない、といった恐怖感を抱えている場合もあります。また、逃げることはこれまで築いてきた人間関係や生活から離れなければならず、経済的な問題や子どもの心配からなかなか決心がつかないといわれています。

## ✔ 子どものためには我慢すべきでは？

子どもに親の間に起こる暴力をみせることや聞かせることは児童虐待になります。暴力を目撃しながら育つ子どもは、心に大きな傷を受けてしまいます。また、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力をふるうようになります。子どものために我慢することが、かえって子どもを傷つけることにもなるのです。

## ✔ DVは家庭の問題なの？

これまで、DVは家庭内の問題、夫婦間の問題として軽視され見過ごされてきました。しかし、暴力は決して許されるものではなく、児童虐待、高齢者虐待や障害者虐待とともに、誰もが自分の身近な問題として認識し、社会全体で解決していくべき問題なのです。

## ひとりで悩まず相談を!

「自分が悪いから仕方ない」と  
思っていないですか?  
たとえ配偶者間であっても  
暴力は決して許されません。  
ひとりで悩まないで、  
相談してください。

## 身近な人が悩んでいたら...

自分が受けている暴力のことを誰かに話すのは、  
とても勇気のいることです。  
話を否定せず受け止めましょう。  
それが相談者を力づけることになります。  
そして、相談窓口相談することを  
すすめましょう。

## 千葉県の相談窓口

女性専用

千葉県女性サポートセンター

☎043-206-8002

24時間365日対応  
面接相談・専門相談もあります(要予約)

### ● 千葉県男女共同参画センター

女性のための電話相談 ☎04-7140-8605

火曜日～日曜日 9:30～16:00  
(面接相談・カウンセリング・法律相談・こころの相談もあります(要予約))

男性のための電話相談 ☎043-285-0231

火・水曜日 16:00～20:00  
(カウンセリングもあります(要予約))

### ● 健康福祉センター (DV専門相談窓口があります) 月～金曜日 9:00～17:00

習志野 ☎047-475-5966

野田 ☎04-7124-6677

海匝 ☎0479-22-3101

夷隅 ☎0470-73-0801

市原 ☎0436-21-3511

市川 ☎047-377-1199

印旛 ☎043-483-0711

山武 ☎0475-54-2388

安房 ☎0470-22-6377

松戸 ☎047-361-6651

香取 ☎0478-52-9310

長生 ☎0475-22-5565

君津 ☎0438-22-3411

### ● 警察本部相談サポートコーナー ☎043-227-9110 月～金曜日 8:30～17:15

その他、お住まいの市町村でも相談をお受けしています。